

東白川村 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年1月

東白川村通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、今まで行ってきた地区での通学路点検を活用し、通学路において関係機関と連携を密とすることに必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「東白川村通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進体制の整備

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進体制」の整備を行いました。

○東白川村通学路安全推進委員会

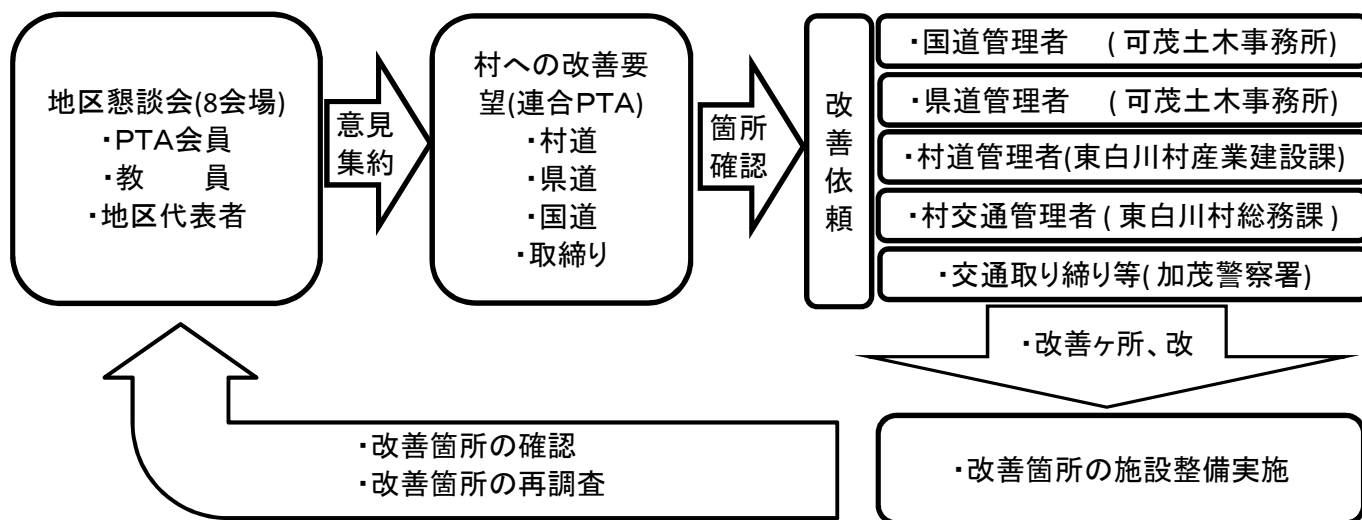
- ・東白川村教育委員会
- ・東白川村産業建設課
- ・東白川村総務課(交通安全)
- ・東白川小学校PTA
- ・加茂警察署
- ・東白川中学校PTA
- ・岐阜県可茂土木事務所
- ・東白川村連合PTA

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も地区点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

[通学路安全確保のための改善サイクル]



(2) 定期的な地区点検

○地区点検の実施時期等

- ・村内を8つのグループに分け、それぞれ1年に2回、地区点検を実施します。
- ・実施時期は、積雪時の危険箇所の把握が必要であることから、夏期と冬期にわけで行います。

○地区点検の体制

- ・地区ごとに、学校、保護者、自治会等が参加する地区点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・地区点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 地区点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、
 - ・地域住民への確認の実施
 - ・次回懇談会での改善箇所確認など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・地区ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために地区ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図